

小作法案反対の件

本部 提案

組合員大衆の十年間に亘る苦難なる斗争の結果小作米の减免と作廢の場合に於ける生活保証とは、小作人の生と死がための当然の権利として現實に要求されその要求は力闘勝に相應して貫徹され得る。而して小作人の斯くの如き要求は今や一般の常識とせらうとしてゐる。この事実に根柢した支配階級は大地主や御用參議等を以て組織された小作調査会に対して小作問題に關する方策に付き諮詢し小作調査会が答申した小作法要綱を基礎としその后大日本地主協会を始め地主階級の團体が陰に陽に活動して本小作法案を作成せしめたものである。

草案 第六ヶ条には

一 小作契約の第三者に対する効力

二 小作地賃借権の譲渡

三 小作地の転貸借

四 小作地賃貸の通知

五 小作契約の継続及消滅

六 小作賃の場合は賃領

七 小作料の一時的減免

八 小作料の供託及一部弁済

九 謂件の効力

十 調停困難なる場合の臨時處分

十一 小作委員会

算に關じて規定されてゐるのであるが、要するに據調約社会政策を表し、その陰に於て土地資本に内在する地主階級を法的に敵ひかすことによつて、地主階級の法的地位を確固たらしめ土地所有権の採取作用を強固たらしむることに既に組合員大眾が歎く寧ろ憲獄によつて獲得したものと別の方面から奪ひ取らうとするものである。故に我々はこの法案に反対する。

實行方法

凡ゆる機会に法案の内容を批判露口し大衆的反対抗議運動を起す。

部落舌話役活動、農民委員会 活動に関する件

本部 提案

一部落を基礎として組合の強化發展を計るために何よりも先づ恒常的に部落に定住し自ら生産に從事する組合員自身が努力せねばならぬ。日常の生活方式生活型態が組織の發展の基礎と